

平成18年第4回臨時会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第1日)

議事日程(第1号)

平成18年11月20日 午前10時00分開会

| | | | |
|------|------------|---|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | | 23番 牧永 護 24番 赤木 英機 |
| 日程第2 | 会期の決定 | | 1日限り 決定 |
| 日程第3 | 議案第129号 | 吉岐市役所の位置を定める条例の一部改正について | 総務部長 説明、質疑 委員会付託 省略 記名投票 本会議・原案のとおり可決 |
| 日程第4 | 議案第130号 | 吉岐市行政組織条例の一部改正について | 総務部長 説明、質疑 委員会付託 省略 本会議・原案のとおり可決 |
| 日程第5 | 議案第131号 | 吉岐市福祉事務所設置条例の一部改正について | 総務部長 説明、質疑 委員会付託 省略 本会議・原案のとおり可決 |
| 日程第6 | 議案第132号 | 県立埋蔵文化財センター・(仮称)一支国博物館敷地造成工事請負契約の締結について | 総務部長 説明、質疑 委員会付託 省略 本会議・原案のとおり可決 |

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(25名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 音嶋 正吾君 | 2番 町田 光浩君 |
| 3番 小金丸益明君 | 4番 深見 義輝君 |
| 5番 坂本 拓史君 | 6番 町田 正一君 |
| 7番 今西 菊乃君 | 8番 市山 和幸君 |
| 9番 田原 輝男君 | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 坂口健好志君 | 12番 中村出征雄君 |
| 13番 鵜瀬 和博君 | 14番 中田 恭一君 |
| 15番 馬場 忠裕君 | 16番 久間 進君 |
| 17番 大久保洪昭君 | 18番 久間 初子君 |
| 20番 瀬戸口和幸君 | 21番 市山 繁君 |

22番 近藤 団一君 23番 牧永 護君
24番 赤木 英機君 25番 小園 寛昭君
26番 深見 忠生君

欠席議員（1名）

19番 倉元 強弘君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右エ門君 事務局次長 山川 英敏君
事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|--------|---------------|---------|
| 市長 | 長田 徹君 | 助役 | 澤木 満義君 |
| 収入役 | 布川 昌敏君 | 教育長 | 須藤 正人君 |
| 総務部長 | 松本 陽治君 | 市民生活部長 | 山本 善勝君 |
| 産業経済部長 | 喜多 丈美君 | 建設部長 | 中原 康壽君 |
| 消防本部消防長 | 山川 明君 | 郷ノ浦支所長 | 鳥巢 修君 |
| 勝本支所長 | 米本 実君 | 芦辺支所長 | 山口浩太郎君 |
| 石田支所長 | 瀬戸口幸孝君 | 市民病院事務長 | （ 欠 席 ） |
| 教育次長 | 久田 昭生君 | 病院管理部長 | 山内 義夫君 |
| 総務課長 | 堤 賢治君 | 財政課長 | 久田 賢一君 |

午前10時00分開会

議長（深見 忠生君） おはようございます。ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。ただいまから平成18年第4回壱岐市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（深見 忠生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、23番、牧永護議員及び24番、赤木英機議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（深見 忠生君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

本臨時会の招集にあたり、市長よりあいさつの申し出がありますので、これを許します。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成18年第4回壱岐市議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、深まる秋を迎え、市内各地におきまして、文化祭や産業祭、スポーツイベント等が開催され、数多くの方々の親睦交流が行われておりますが、さきに開催されましたのじぎく兵庫国体では、長崎県代表として、ボーリング成年女子の部に出場された村川ナツ子さんが見事3位に入賞するなど、壱岐選手の活躍が大いに光る大会でございました。これは、壱岐市にとりましても大変名誉なことであり、今後ますますの御活躍を期待する次第でございます。

また、昨今、県内の自治体で発覚しております不正経理につきましては、壱岐市といたしましても、市の内部及び外部の調査を実施しましたところ、調査範囲内において係る実例は見受けられませんでした。今後も適切な会計処理を努め、より市民の皆さんの信頼を得られるよう努めてまいります所存でございます。

去る10月31日には、平成17年11月7日に発足した壱岐市庁舎建設懇話会による壱岐市庁舎建設基本構想（案）の最終報告が出されました。その提言として、1番目に求められる庁舎像、2番目に新庁舎の建設、3番目に現庁舎の利活用の、この3項目についてまとめられております。

まず、1番目の求められる庁舎像では、市民に信頼され、誇りとなる庁舎を目標として、人に優しく親しまれる庁舎、効率的で働きやすい執務の場など4点を提案していただきました。

2番目の新庁舎の建設では、本庁舎を建設する場合の建設規模の策定、また、新庁舎建設の財源に関する試算で、合併特例債を活用した場合、合併特例債を活用せずに普通交付税の合併策定

替え措置の終了前に完成させる場合、当分の間、現庁舎を利用し、その間、基金積立期間を経た上で建設する場合についての提案をいただきました。

3番目に、現庁舎での利活用では、新庁舎建設後の現庁舎の利活用、新庁舎建設までの現庁舎の有効活用と機構改革について提案をいただきました。

この最終報告を受けまして、現状の財政状況などを勘案した場合、新庁舎建設については非常に厳しい状況であることから、3番目の現庁舎の利活用の中にある新庁舎建設までの現庁舎の有効活用と機構改革の提案に基づき、他の庁舎に本庁機能を部分的に置く、いわゆる本庁分散方式を当分の間行い、さらに、経費節減の観点から、現福祉事務所を活用しない組織の再編が、最も効率的ではないかと考えるところでございます。

本臨時会に提出させていただきました案件は、ただいま申し上げました市役所の位置並びに組織に係る条例改正の案件及び請負契約の締結に係る案件など4件でございます。どうか十分な御審議をいただき、御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

日程第3．議案第129号～日程第6．議案第132号

議長（深見 忠生君） 日程第3、議案第129号吉岐市役所の位置を定める条例の一部改正についてから、日程第6、議案第132号県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の締結についてまで4件を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 市役所の位置を定める条例の一部改正について、まず、私の方から説明を申し上げます。

吉岐4町が合併をし、吉岐市が発足するにあたり、合併協定で「新市の事務所の位置は、当面、郡民センターに置く。ただし、新市の新たな事務所の位置は亀石地区とする。」とされていることは、議会の皆さん初め市民等しく承知されているところであり、現在まで吉岐市の庁舎は、その郡民センターを暫定的に本庁舎として利用し、もう早いものでもう2年8カ月が経過いたしました。

このところ、長期にわたる社会経済の低迷は、吉岐市の財政を圧迫、硬直化させております。市では、現在、行政事務のコスト削減のため行財政改革に取り組んでいるところであり、その一つとして、事務の効率化を目指し、機構改革を行ってまいりました。

ところが、本庁の建物が狭隘であり、来庁者に対する不便や会議室も十分に確保できないとい

った問題が指摘されているほか、日を追うごとに書類も増加してまいりました。

昨年11月に市庁舎建設懇話会に市庁舎のあるべき姿、機能、規模、形態などの基本構想案について調査、研究をお願いいたしておりましたところ、本年10月末に提言をまとめられ、報告書の提出をいただきました。

市では、これを受けて、提言内容を最大限に尊重しつつ、現下の財政状況などなど大所高所から判断した結果、当分の間は既存施設の有効利用を図ることにいたしました。

旧町役場は、各町の先人が築かれた立派な施設であり、御承知のように豊かな空間であるにもかかわらず、現在、財政上の理由から、本庁集約を余儀なくされておりますが、いずれの庁舎も面積的には、それぞれそれほど広くなく本庁組織のすべてを収容するほどではございません。

そこで、現庁舎の有効利用を図るために分庁方式をとらざるを得ない状況であり、中でも、本庁舎の狭隘性が極めて深刻なことから、この際、主たる事務所の位置を暫定的に、郷ノ浦庁舎に移し、スペースの関係で、ここに収容し切れない本庁の分を分散することといたしました。

今回分庁する各部局の位置についても、これが最適とは思っておりません。限られた財源の中で、これからも試行錯誤を繰り返し、身の丈に合った行政を展開するため、住民サービスを一義的に、最小の経費を持って、壱岐市に合った事務体制を、これからも模索してまいります。

御審議の上、何とぞ可決賜りますように、お願いを申し上げます。

なお、具体的な議案説明については担当部長にさせますので、よろしく願いをいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

〔総務部長（松本 陽治君） 登壇〕

総務部長（松本 陽治君） それでは、議案第129号について御説明をいたします。

壱岐市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例、提案理由は記載のとおりでございます。

壱岐市役所の位置につきましては、現在、旧郡民センターの壱岐市郷ノ浦町本村触682番地ですが、今回、現在郷ノ浦支所であります郷ノ浦庁舎、壱岐市郷ノ浦町本村触562番地に改めるものでございます。

施行日は、平成19年1月1日でございます。

今、市長が申しあげましたように、本庁舎を郷ノ浦庁舎に移すことに伴いまして、分庁方式を採用することにいたしておりますが、現在の6拠点をもとに4拠点とし、そこに本庁の組織を部局ごとに配置するというところでございます。

庁舎ごとに申し上げますと、郷ノ浦庁舎に総務部、市民部、会計課、選挙管理委員会、勝本庁舎に議会、建設部、芦辺庁舎に保健環境部、教育委員会、総務部原の辻プロジェクト室、石田庁舎に産業経済部、農業委員会、そして、今までの本庁舎には、当分の間、監査委員事務局と電算

機器の関係で、総務部情報管理課を、それぞれ配置をいたすようにいたしております。

また、本庁の部局がある支所につきましては、担当の支所配置はせず、本庁直轄と予定をいたしております。

また、市民部、保健環境部、そして、農林水産などの産業経済部の業務につきましては、これまでどおり支所の業務を残し、集約できるものについては、本庁集約としております。

それによりまして、各支所においては、これまでの3課体制から市民生活課と土木経済課の2課体制としております。

分庁することによりまして弊害も出てくるとは思いますが、こうした分庁化を、有効かつ円滑に進めるために、既存の組織を再編成し、部局間の連絡システムを充実させることによって、分庁方式のデメリットを克服してまいりたいと考えております。

次に、議案第130号について御説明をいたします。

吉岐市行政組織条例の一部を改正する条例、提案理由は記載のとおりでございます。

吉岐市の市長部局の行政組織につきましては、新市発足時、総務部、市民生活部、産業経済部、建設部、病院管理部、この5部体制でスタートをして現在に至っております。合併後、国の制度改正等によりまして、市の行政事務も増大をし、かつ、複雑になってまいりました。中でも、市民生活部の業務については、旧4町の業務に加えまして、福祉事務所の事務、合併時にスタートいたしました精神ホーム、あるいは旧広域圏町村組合の特別養護老人ホームなどを所掌しており、業務管理はもとより、施設管理も増大をいたしております。

このようなことから、今回、市民生活部を廃止をいたしまして、市民部と保健環境部を新設をすることといたしました。

市民部は、社会福祉、市民生活に関すること、そして、市民に直結した事務であり、住民情報との連携を考慮して、税に関することを加えております。

保健環境部は、健康保健と環境行政を効果的、効率的に推進するため、新設をすることといたしました。

議案関係資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表でございますが、2ページでございます。

第1条は、部の設置でございます。市民生活部を廃止して、市民部と保健環境部を設けるということを示しております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

第2条事務分掌でございますが、市民部と保健環境部の事務を示しております。

施行日は、平成19年1月1日でございます。

次に、議案第131号について御説明をいたします。

吉岐市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例、提案理由は記載のとおりでございます。

第2条第2号は、福祉事務所の位置を規定をするものでございますが、現在の施設、郷ノ浦町本村触620番地は、合併に伴い、福祉事務所の事務が県から市に移管されたことにより、県の福祉事務所の施設をそのまま借り受けて事務を行ってまいりました。今回、市民部を本庁舎に配置することに伴いまして、一元的な市民福祉、市民生活行政を行うとともに、管理体制を強化するために福祉事務所を本庁舎、郷ノ浦町本村触562番地に移すものでございます。

施行日は、平成19年1月1日でございます。

次に、議案第132号について御説明をいたします。

県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の締結についてであります。契約の目的は県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事、契約の方法は指名競争入札、契約金額は2億522万9,850円でございます。契約の相手方は広瀬・安川建設工事共同企業体で、代表者は吉岐市石田町石田西触1370番地、株式会社広瀬組、代表取締役広瀬守孝氏であります。提案理由は、記載のとおりでございます。

続きまして、資料の説明を申し上げます。

工事の内容につきましては、造成工事一式でございます。開発区域面積が2万3,979.68平方メートルでございます。工期につきましては、契約の発効日から来年の3月末を予定をいたしております。

入札状況につきましては、お手元にありますように、11社のJVにより入札を行っており、その経過をお示しをいたしております。

続きまして、次のページの平面図をごらんいただきたいと思います。

開発区域であります。色のついている部分全体、約2.4ヘクタールとなります。その中で、中央の茶色の部分が宅地用地、約1.86ヘクタールでございます。そして、その外周はブロック積みで囲み、敷地面積を確保するというにいたしております。

緑の部分は緑地であります。図面左側の山の斜面の部分の緑地については、残地緑地として、現況をそのまま残すということにしております。赤の部分は道路用地、それから、青の部分が防災調整池でございます。

工事によりまして、約4,000立米の残土が発生をされると考えられますけれども、そのうちの約1,000立米については表土、いわゆる不要土でございますので、残土処理として扱います。残りの約3,000立米については、遺跡保存整備事業の盛土材として使用することといたしております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

排水計画の平面図でございます。

排水計画でございますが、敷地の内外に側溝を回しまして、幡鉾川まで側溝を整備をいたします。側溝の延長が1,566メートルでございます。

工事の期間中は6カ所の仮の沈砂地を設けて、濁水の流出を防ぐとともに、濁水処理施設装置というのを2カ所に設置をいたしまして、幡鉾川への濁水流出を防止するようにいたしております。さらに、工事期間中は、幡鉾川河口に濁水防止フェンスを設置するようにいたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔総務部長（松本 陽治君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 説明が終わりましたので、議案の調査研究のため、しばらく休憩をいたします。再開を10時35分。

午前10時23分休憩

.....
午前10時35分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

これから、日程第3、議案第129号吉岐市役所の位置を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。2番、町田光浩議員。

議員（2番 町田 光浩君） ちょっとお尋ねをしたいと思います。

本市の財政が非常に厳しい状況であるというのは、もう皆さん御存知のところなんです、そのために、こういう分庁方式、本庁舎を建てるわけにはいかないということで分庁方式をされるみたいなんです、その理由の一番大きなものはやはり経費の削減だと思います。分庁方式をとるにあたって、この経費の削減をどれくらい見込んであるのか、お伺いします。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 一応、今回、事務所を減らすということでございます。平成17年度の決算での、6拠点での調査の維持管理経費が1億400万円程度でございます。そのうち、今の本庁と福祉事務所で約4,000万円でございます。全額削減ということにはなりませんけれども、そういう管理経費の縮減に努力してまいりたいと思っております。

議長（深見 忠生君） 2番、町田光浩議員。

議員（2番 町田 光浩君） 今、4,000万円までは行かんだろうけれどもというようなことで理解をしてよろしいんでしょうか。これは、事務所経費のみですよ、今お答えいただいたのは。もちろん、分庁になっていろいろ機構的にも変わってくるわけですが、分庁方式にして機構を変えたときに、その機構改革による削減というものももちろん見込んであると思うんですけども、その辺のところは数字は出てますでしょうか。それと、あと、以前から人員の削減もという話もあっておりました。その自然減に対して、新規採用を抑えるということで来られている

みたいですが、その辺も変わらず、その状況なんでしょうか。実質的に、今度、年度がわりのと
きに、何名程度の削減になるのかもあわせてお願いいたします。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 機構改革、今回の分庁によっての全体の削減効果ということでござ
いますが、人員の1月1日の見直しによって人員が減るということではございません。したが
いまして、それによって具体的な数字というのは出ておりません。

それから、人員削減の関係でございしますが、18年度末退職、そして、19年度採用という
ところでは、10名程度の減になるというふうに思っております。

議長（深見 忠生君） ほかにございせんか。14番、中田恭一議員。

議員（14番 中田 恭一君） 皆さん、あまり質疑がないようですので、遠慮をしておりま
したが、1点、お尋ねをしたいと思います。

確かに、分庁方式は経費の削減のためには必要かとは思っておりますが、これ見てみますと、
現在の使ってある本庁舎 前の合同庁舎です、あそこが将来的には、もう使われないような形
になっておりますし、福祉事務所においては県の施設をお借りしておるわけですから、多少では
あるでしょうけども、その借り上げ料なんか節減になると思うんですけども、合併してから、
かなり合同庁舎にもお金をかけておると思います。それで、また、公立病院の跡地の会議室なり、
書庫なり、近ごろ改修したばかりだと思えます。公立病院の精神病棟の部分とか、そういうの
が、何か非常に素人目にもったいないという言い方はおかしいんですが、何か不思議な感じがし
ますし、もう少し、将来的にどういう方向に持っていくから、その途中段階で、今はこれをやっ
ているんですという方針が出てくればわかるんですけども、そのときそのときのような気がして
ならないわけです。もう、10年後、15年後には、こういうふうに、例えば分庁なら分庁を確
実にするとか、庁舎を建てて一本化するという方針があって、そこへたどり着くための過程の段
階で今の分庁方式を取っておりますという、そういう説明があればいいんですけども、その場
その場限りの説明で終わっておって、将来的にどのくらい減らすのか、ちゃんとシミュレ
ーションをしてからでも、僕は遅くないと思うんです。

ですから、市長の将来的な考えを持った上での、一つの、今回の、仮の分庁方式と言ったらち
よっと語弊がありますが、その過程の中の分庁方式であればいいわけですが、その辺、ちよ
っと腑に落ちんとこあって、亀岡公園の駐車場整備から、すべてかなりのお金をかけておる
と思うんです。大体、総務部長、その辺幾らかぐらいはわかると思いますが、わかればお聞き
したいんですか、それが、何かむだになるような気がして思えるのですが、その辺どう
でしょうか。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） まず、今の本庁舎でございしますが、これについては、当分の間は電

算機器の関係で情報管理課を置くと、また、監査事務局を置くということにいたしております。今の2階部分に、それが入るということになります。

あと、その施設の活用はということでございますが、この辺は、今後有効に活用していきたい。現在、その活用方法については、相手もあることですから、今協議中でございます。

福祉事務所については県の施設ですので、一応、事務所は退きますけれども、まだ、会議室等としては、今後も使わせていただきたいと思いますと思っております。

それから、精神科病棟については、あそこも会議室がございます。その会議室と、それから、書庫に、かなりの書類が入るようにいたしております。これも、そのまま使ってまいりたいと思っております。

それから、本庁舎の関係は、それに向かってということ、今の時点では、将来的にはそうなると思いますが、現時点では試行錯誤しながら、見直しをしていきながらやっていくしかないというふうに思っております。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） 庁舎も含めてでございますが、市有地の遊休施設をいかに今後利用するかというのが、今行財政改革の当面の課題でございますし、今言いましたように、今の本庁舎もできたら空にして何かに利用したいと、このように思っている状況でございます。いかに、この市有地の遊休施設を有効に活用かということが課題と思っておりますので、それを重きに置いて、今後もかかわっていききたいと思っております。

先ほど、相手があるということでございましたが、いろいろ誘致企業とか、いろんな面もございますので、この場でちょっと名前も、まだ未確定でございます。とにかく有効利用したいと、このように行政を司っているつもりでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（深見 忠生君） 中田議員。

議員（14番 中田 恭一君） 言わんとすることはわかるんですけども、この前も、庁舎建設、懇話会ですか、その中でもはっきりとした答申は出されてません。3つぐらいの方向性が出されておりますので、その中で、市長が、私はこうするという、将来的には私の考えはこうであるというのを言っていて、その中で、その段階でやるなら皆さん納得するわけですが、まだ市長の将来構想というのがまだ見えてこん状態であるもんですから、非常に心配をしております。

それと、遊休地の活用と言いますが、将来的に、ほかの民間に貸すのであればよろしいですが、遊休地を活用するといつてあちこち回って、結局、また最後に、後ろの方には遊休地がどんどんできてきよったじゃ、僕はどうもされんと思うとです。ですから、将来的に、今の回答では、民間の方々の活用も考えておることですからよろしいわけですが、大体、今回の引越しに経費が結構かかるとやないですか。LANの整備とか、事務所の仕切りとか何とかの経費がかかる

と思うんですが、それだけちょっともう1点お尋ねをしたいと思います。

議長（深見 忠生君） 市長さん、中田議員から、将来の基本的な考えについてというような質問があっただように思いますが、こういう考えであると。長田市長。

市長（長田 徹君） 庁舎の件は、冒頭にあいさつもしたように、懇話会の報告を真摯に受けとめまして、こういう形ですということは、御報告したつもりでございます。当面ということでございます。できれば、早く集約をして、そして、もっと効率的にできないかという気持ちを持っております。

しかし、前回から申しますように、それでは、この分庁方式にしてどのくらいになるのか、じゃ、今、先ほども御説明しましたが、合併特例債のあるうちにつくって、経費がどうなるのか、そこいらを見合して検討したいということでは、両方の意見が出まして、今回につきましては、財政状況の中で当面分庁方式にするということで、冒頭ごあいさつをしたつもりでございました。そういうことで、御理解をいただきたいと思います。

議長（深見 忠生君） 中田議員、いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 移転経費の件でございますが、電話、それから、電算の端末の機器、それから、情報系のネットワーク、それから、防災行政無線の移動、それから、机等の、いわゆる備品の移動、そういったもので現積算をいたしまして、約1,900万円を予定をいたしております。

議長（深見 忠生君） 中田議員。

議員（14番 中田 恭一君） やはりかなり経費がかかると思っております。

今の市長の言われた将来的な構想の確認ですが、将来的には集約をしていきたいが、今のところ、その試算的なものがまだできていないので当面の間やると、将来的には集約を考えた方向で行くという回答でよろしいですね。その辺、確認だけをいたしたいと思います。

ですが、移転費だけでも2,000万円かかるんです。それで、結構、試行錯誤していくうちにかなりの金額が出てきますので、4,000万円ですか、今ざっと試算して4,000万円の経費節減の中でも、2,000万円はもう経費にかかっていくわけですから、その辺、もう十分考慮しながら、今後、集約なら集約の方向に向けて、早目に、そのシミュレーションなんかを行って、どちらがいいかを決定をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをして、質問を終わります。

議長（深見 忠生君） ほかにありませんか。10番、豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） それでは、1つだけお伺いしたいんですが、今の庁舎の3階の使用の問題です。これについても、3階でも、例えば、教育委員会全体がそこに入るんじゃない

かと思えますし、それから、旧デイサービスセンターが現在シルバー人材センターで、2名か3名の窓口業務がやっております。ただ、2階、3階は何も活用はさせてないというような実態があります。こういうことも考えて、それから、もう一つは、以前の「東洋衣料」といいますが、現在、健康診査等で借用してありますが、あれももう要らんのじゃないかという考え方を持っていますが、理事者の考え方をお願いします。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） 先ほども申したように、有効利用したいということで、本庁舎を、なるべく施設も、もう庁舎関係もなるべく少なくしたいということで、本庁舎も将来的には空にしたいと、そして、有効利用したいと、このように思っております。

また、今言われました「東洋衣料」のどこですか。今市に遊休の土地、施設がございますので、それについて検討してみろという指示をいたしているところでございます。

議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） それでは、今の、旧デイサービスセンターなり、それから、3階の問題について、見当されたかどうかお伺いします。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） その件も検討いたしております。これにしたらどうかということで、指示をしております。今、現施設で雨漏りがしたり、もうそこでやれないという部署があるもので、もう修繕はするなど、そういうところを利用せろということで、使用しているところでございます。

議長（深見 忠生君） いいですか。22番、近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） いろいろ話を聞いて、事務の効率化あたりが、特段よくなるとは、私も思えません。それで、恐らく執行部の考え方は、やっぱ事務所の経費削減あたりと思うわけです。先ほど部長が申し述べた4,000万円です。一説に、市民生活部は今500万円か、600万円だと思います、年間。ということは、今の本庁舎に3,500万円程度の事務経費が維持管理にかかっているということですが、その辺、例えば、今1カ所でもいいですけども、郷ノ浦支所が、今、年間どのくらい維持管理がかかっているか、まあ、あそこはエレベーターがあるからちょっと高いですけども、大体そんなにかかってないと思うんですけど、かかり過ぎやないかなて気がするわけです。今の本庁のところは、その辺を頭に入れながら、施策を持っていかんと、やっぱ分庁にしても、結果的には、また同じような金がかかる。移転に今1,900万円とか言っていたですけど、また、4月にもかかるわけで。何か、近い将来でも見据えてしないと、お金だけつぎ込んで、なかなか経費の節減とか、事務処理の効率化とか、その辺に結びつかないような気がするわけですが、簡単にいいですから御答弁をお願いいたします。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） 郷ノ浦庁舎がどのくらい金額がかかっているか、ちょっと私はあれですけど。そういうことで、今の本庁舎もかかっているわけでございますので、それを移転をして、そこいらの経費削減にもなると思います。当面は1,900万円と、確かに移転費用が要りますが、それを長い目で見てどうなるかということを考えていただきたいと、このように思っております。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 今の維持管理の経費でございますが、郷ノ浦の庁舎で、現在2,100万円程度でございます。本庁が3,800万円かかっております。

議長（深見 忠生君） 近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） だから、市民生活部を退けて3,800万円かかっているわけでしょう。何で、あの事務所にそんなにかかるのかなという、そういう疑問をちょっと聞いたわけです。

だから、郷ノ浦支所でもエレベーターあって2,000数百万円やないですか、何で、今まで3,800万円も今までかかっていたのかなということを、ちょっと疑問で聞いたわけです。その辺、簡単にいいですから御説明をお願いいたします。それ、電算があるのはわかっています。電算があるのは、相当な電力食うのもわかっています。それは電気代だけの話で、いろいろな光熱水費はあんまり関係ないですから、そういうことで、その辺ちょっと1点だけ疑問を聞いたわけですから、答弁をお願いいたします。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 主としては、光熱水費、電話、それから、あとは修繕関係も含めております。それから、夜間警備、それから、保守関係、そういったものが主なものでございます。

議長（深見 忠生君） 近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） やっぱ、今の本庁は、いろんなシステムのものが、維持管理あたりに含まれていると思うとです。それは、新しいところに行っても結果的に必要になるわけ、だから、それは、郷ノ浦支所が今2,100万円か、200万円と言われましたけども、プラス、やっぱり2,000万円程度のお金はかかると思うとです。だから、その辺は、経費の削減にはならんとやないですか。だから、ごまかしやないですけど、4,000万円浮くとか、そういう説明は、やっぱりちょっとおかしいと思いますが。

そういうことで、一応質問終わります。

議長（深見 忠生君） ほかにはないようですので、議案第129号についての質疑を終わります。

次に、日程第4、議案第130号壱岐市行政組織条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回、私は1点だけ気にかかっていたので、御質問をさせていただきます。

現在、芦辺支所に健康保健課、そして、福祉事務所と、市民生活部は2つに別れて、今管理運営されております。特に、健康保健課の方では、介護保険や健康保健等、そして、母親や子供に対する健康保健予防についてずっとされておりますけれども、現時点で、介護法や医療改革によりまして、医療法が変わってるような状況でございます。今の時点でもかなり行ったり来たり的时间的ロスと、離れているがゆえに、スピーディー化という部分では、かなり市民の方、または、その事務の効率化を考えたときに、かなりロスがあるというふうによくお聞きしますけれども、今回、何で、そういう現況の体制の中にありながら、また、今回も市民生活部を2つに分けてされるのかどうか。特に、今回、本庁に行きます市民部については、老人ホームや特養等もございまして、そして、特に、現芦辺支所には包括支援センターや介護保険、健康保健等をされてる中で密接に関係があるような状況ですので、それを2つに何で今回も分けられたのか、その理由についてお聞かせいただきたいと思っております。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 確かに、同じ部で同じ庁舎というのが一番ベストではあると思うわけですが、今、市民生活部の業務が合併後かなりふえてまいりまして、事務量も増大をしている。そういう中で、職員数も150名程度になってきておるといようなこともありまして、その範囲があまりにも広がったといようなこともございまして、それと、健康保健については、現在の所で機器等もかなり置いておりますし、市民にも大体なれてきていただいたといようなこともございまして、そのままの方が適当であろうといことでございます。

そして、市民部については、郷ノ浦庁舎の方に税務もおりますし、その連携もとりやすくなるといようなことで、市民生活部については2つの部に分けて、大変ああいいう中で関連するものはありますけれども、そこは連携をとりながらやっていくといことで進めていきたいと思っております。

議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） ハード的な面もあるかとは思いますが、将来的にはぜひ一つにさせていただきまして、事務の効率化、そして、市民に対する福祉施策の向上について、別れていますが、密接に連絡をとり合って、進めていただきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。22番、近藤議員。

議員（２２番 近藤 団一君） 今も、部長の答弁の中で、市民に直結してなれてきたので動かさない部署もあるということですけども、全協の中でも申し上げました教育委員会の関係です。この辺もやっぱり学校が２０以上あるわけで、その辺との連携もやっとなれてきた状態なんです。その中で、また芦辺に移動させると、この辺がどうも合点が行かないという気がいたしますが、いかかでしょうか。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 教育委員会につきましても、確かに御指摘の部分があるわけですが、これも、それぞれの施設に各部局を配置する中で、どうしても、そういう体制を取らざるを得なかったということでございます。

議長（深見 忠生君） いいですね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第１３０号についての質疑を終わります。

次に、日程第５、議案第１３１号壱岐市福祉事務所設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第１３１号についての質疑を終わります。

次に、日程第６、議案第１３２号県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の締結について質疑を行います。質疑ありませんか。

２２番、近藤議員。

議員（２２番 近藤 団一君） やっぱり美観、景観が一番重要な部分でありますので、例えば、今の遺跡の部分、あの辺から例えば見たときに、擁壁あたりが露骨に見える状態はやっぱ好ましくないということで、高さ、その辺がどの程度になるのかなあと。擁壁あたりの高さがです。だから、全く見えない状態にはつくれないと思いますので、大体で結構ですから。例えば、１０メートルとか、２０メートルとか、３０メートルとか、そういう感覚で御答弁をお願いいたします。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 申しわけございません、今、高さについては数字を持ちませんが、ブロック面が表面に出るとするのは、つけかえ道路の部分、上の赤の部分でございます。あとは、植栽で目隠しをするということで考えております。

議長（深見 忠生君） いいですか。 ほかにございませんか。 ２１番、市山繁議員。

議員（２１番 市山 繁君） この工事については大規模な工事でございますから、いつも、

この工事については人災が伴うわけです。先ほども、万全の体制を取って沈砂池フェンスというような話がありましたが、私たちも内海湾で非常に苦い経験を持っております。内海湾に幡鉾川の工事のときに、芦辺の町長も万全の体制を取っておるといような説明をしておりましたけれども、やはり人災、天災にはかなわないわけです。そうしたことで、沈砂池を設けてありますけれども、工事中にも、その沈砂池のやっぱ泥を、泥土を上げていただかんと、沈砂池がいっぱいになるとそれと一緒に流れるわけですから、漁協会からも、この間から念を押されております。そうしたことがないように、内海湾は漁業の命でございますから、その点を十分、口ではどんなことを言われますけれども、そうした天気予報をよう聞いて、そして、その体制を取っていただきたいと思っております。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 確かに、今御指摘のとおりでございます。関係の漁協とは緊密に連携を、いわゆる業務、仕事の内容についても報告をしながら、そういう、いわゆる汚泥が大量に出ないように、発生をしないようにという対策を取っていくようにいたしております。

ただ、100%ないかと言うと、それは、そうは言えないわけでございますが、できるだけ汚泥といいますか、濁水にならないように、業者とも十分連携を取って、今言われましたような対策も取っていきたいと思います。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第132号についての質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第129号壱岐市役所の位置を定める条例の一部改正についてから日程第6、議案第132号県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の締結についてまで4件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第129号から議案第132号まで、4件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第129号壱岐市役所の位置を定める条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。2番、町田光浩議員。

〔2番議員（町田 光浩君） 登壇〕

議員（2番 町田 光浩君） 私は反対の立場で討論を行います。

議案自体は、その条例改正ですが、実施的に、これは分庁方式をとるという提案でございます。

市長は、先ほどからの答弁で、将来的には集約をしたいと、本庁舎を頭の中には描いてらっしゃるような答弁でございました。そのために、財政も厳しいから、当分の間分庁で行きたいと。ただ、あるジャーナリストに言わせると、行政の用語で「当分の間」というのは、半永久的と同義語だと。今までにも、いろんな政策、施策、町の時代からいろんな計画を立てられて、いろんな政策をされて来られました。その中でも、「たちまち」と「当分」と「一時の間」と言われて、そのままずるずる行ったことが、さて、どれだけあったでしょうか。

財政厳しい、厳しいと言われてます。確かに、厳しいです。本気で行財政改革を市長がやる気であるのならば、1日も早く集約すべきです。分庁方式を当面とるなんて悠長なことを言っているような状況ではないんです。壱岐市の財政状況は、そこまで来てます。さらに、どんどん人口も減っています。もう待たなしの状況まで来てるんです。当分の間とか、悠長なことを言ってもらえません。それを、何でわからないのかなと。分庁方式を、私はやるべきではないと思います。

先ほど、私、質問をしたときに、今回の分庁方式で4,000万円ぐらいと、これは、大雑把な数字ですから、これを取り上げてしまうとちょっと誤解を招くかもしれませんが、単純に考えて、だったら、今の庁舎の施設、窓口施設、窓口業務にほぼしてしまった場合、じゃ、どれだけ事務所経費が浮くのか、そんなことを計算すれば、どれだけ違ってくるのかというのはわかると思うんです。「将来を見据えて」と言われますが、本当に将来を見据えてるのでしょうか。目の前の財政がちょっときつい、きついて言ってるところだけしか見てないように、私は思います。本当に、30年、50年先の将来を見据えてるのであれば、早急に集約すべきです。この2年半、合併してから2年半、行財政改革、行財政改革と言われてきました。何が進みましたか。幾ら削減してきましたか。小手先で、少しずつ、確かに少しずつは変えてらっしゃいます。でも、少しずつ変えてちゃんに合わないんです。私は、そんな悠長な分庁方式をとるのではなく、もう、早急に集約していただきたいと思います。そのために、私は、この提案に反対です。

以上。

〔2番議員（町田 光浩君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 賛成の討論ございませんか。24番、赤木英機議員。

〔24番議員（赤木 英機君） 登壇〕

議員（24番 赤木 英機君） 私は、先ほど町田議員もおっしゃった、これは条例の改正でございますけど、基本は庁舎の移転でございます。そういうことで、賛成の立場で言わせていただきますと、これは、ただ、今、財政だけを申されておりますけど、まあ、確かに、それが一番の面だと思っておりますけど、やはり、この分庁というのは避けて通れない。なぜかと申しますと、庁舎

を建設するにいたしましても、そんなに簡単に今の財政でやれるわけございませんし、そして、小さい島でございますけど、やはり4町の経済の平等化、活性化ということで、これは分庁方式は私は避けて通れないと思いますし、人口が、そりゃ、もちろん減少していくのも、これは事実でございますが、ただ、減少する、減少するだけで、これをこまねいておって、本来行政の私は責任を全うしておられるとは思いませんし、今後、この壱岐に何を持っていくか、何を持ってくるかとしますと、やはり、この国等の財政等は、これは厳しゅうございますが、これは地方の責任ではございませんで、今まで、今地方が厳しいのは、国が交付税をやるから、こうしてあと面倒見るから、これつくれ、あれつくれと、今、その経費で相当地方は苦しめられておるわけですから、ぜひ執行の方は、今後はひとつ上に向けてものを言っていて、そして、市長は当面と申されましたけど、これは、それはそのときのまた流れで、私たちはどうのこうの言う筋合いございませんけど、やはり分庁いたしまして、それがどうしても悪い時は、また続ける必要はないわけでございます。

そういうことで、ぜひ、この機会に分庁していただいて、そして、まず職員の方の意識改革をしていただいて、そして、住民にもやはり今厳しいんだということを指導していただいて、そして、まだまだ合併して3年になりますけど、ややもすれば、まだ4町の垣根が取れてない気もいたしますし、ぜひ、その垣根を取って、そして、一丸となって、これは執行も議会も、そして、住民も一丸となって、ひとつ壱岐を立て直すというか、まだまだなんでございますけど、今後の壱岐をどのような方向に持っていくか、一丸となって努力していかなければならないと、私たちは、この使命だと思っておりますし、ぜひこの機会、分庁していただいて、やらせていただけたらという感をいたしております。

そういうことで、この議案には賛成の立場で申し上げます。

〔24番議員（赤木 英機君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は、記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（深見 忠生君） そのまま、しばらくお待ちください。

ただいまの出席議員は25名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に25番、小園寛昭議員及び1番、音嶋正吾

議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（深見 忠生君） 念のため申し上げます。投票用紙については、無効投票の防止のため、あらかじめ投票用紙に議席番号と氏名を記載しておりますので、御確認の上、御了承を願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

議長（深見 忠生君） 異状なしと認めます。

これから投票を行います。投票は、本案を賛成とする方は白票を、反対する方は青票を投票願います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 音嶋 正吾君 | 2 番 | 町田 光浩君 |
| 3 番 | 小金丸益明君 | 4 番 | 深見 義輝君 |
| 5 番 | 坂本 拓史君 | 6 番 | 町田 正一君 |
| 7 番 | 今西 菊乃君 | 8 番 | 市山 和幸君 |
| 9 番 | 田原 輝男君 | 10 番 | 豊坂 敏文君 |
| 11 番 | 坂口健好志君 | 12 番 | 中村出征雄君 |
| 13 番 | 鵜瀬 和博君 | 14 番 | 中田 恭一君 |
| 15 番 | 馬場 忠裕君 | 16 番 | 久間 進君 |
| 17 番 | 大久保洪昭君 | 18 番 | 久間 初子君 |
| 20 番 | 瀬戸口和幸君 | 21 番 | 市山 繁君 |
| 22 番 | 近藤 団一君 | 23 番 | 牧永 護君 |
| 24 番 | 赤木 英機君 | 25 番 | 小園 寛昭君 |
| 26 番 | 深見 忠生君 | | |

.....

議長（深見 忠生君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。25番、小園寛昭議員及び1番、音嶋正吾議員の開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

議長（深見 忠生君） 念のために申し上げます。本案の議決については、地方自治法第4条第3項の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。

ただいまの出席議員数は25人であり、出席議員の3分の2は17人です。

投票の結果を報告します。

投票総数25票、賛成24票、反対1票。以上のとおり、賛成は3分の2以上です。したがって、壱岐市役所の位置を定める条例の一部改正については可決されました。

.....
(賛成票を投じた議員の氏名)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 音嶋 正吾 | 3番 小金丸益明 | 4番 深見 義輝 |
| 5番 坂本 拓史 | 6番 町田 正一 | 7番 今西 菊乃 |
| 8番 市山 和幸 | 9番 田原 輝男 | 10番 豊坂 敏文 |
| 11番 坂口健好志 | 12番 中村出征雄 | 13番 鵜瀬 和博 |
| 14番 中田 恭一 | 15番 馬場 忠裕 | 16番 久間 進 |
| 17番 大久保洪昭 | 18番 久間 初子 | 20番 瀬戸口和幸 |
| 21番 市山 繁 | 22番 近藤 団一 | 23番 牧永 護 |
| 24番 赤木 英機 | 25番 小園 寛昭 | 26番 深見 忠生 |

(反対票を投じた議員の氏名)

2番 町田 光浩
.....

議長（深見 忠生君） 議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（深見 忠生君） 次に、議案第130号壱岐市行政組織条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第130号壱岐市行政組織条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第131号壱岐市福祉事務所設置条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第131号壱岐市福祉事務所設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第132号県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の締結について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第132号県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りします。

今期臨時会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。これをもちまして、平成18年第4回壱岐市市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れでございました。

午前11時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 牧永 護

署名議員 赤木 英機